

●充電設備の補助金額について

● 充電設備の価格 + 充電設備工事費 = 補助金額※(機構が必要と認めた額)

※ 機器の機能や工事内容毎に個別の上限が存在(必ずしも上限額がそのまま補助金額ではありません)

<令和6年度補正 補助対象充電設備型式一覧表>

対象設備のメーカー、種別、型式、出力及び補助金交付上限額等をホームページに掲載

<https://www.levo.or.jp/subsidy/hoseiyosan-6/jyuuden-6/>



急速充電 (万円)			
対象設備	90kW以上	50kW以上	10kW以上
補助率	機器補助率：10/10 工事補助率：10/10	機器補助率：1/2 工事補助率：10/10	
機器上限額	400(1口) 500(2口) 250×口数(3口以上)	200(1口) 250(2口)	60
工事費上限額	280	140	108

普通充電 (万円)					バッテリー交換式充電設備 (万円)		
対象設備	ケーブル付き充電設備		コンセント スタンド	コンセント		補助率	機器補助率：1/2 工事補助率：10/10
	6kW以上	6kW未満	—	機械式	平置き		
補助率	機器補助率：1/2 工事補助率：10/10					機器上限額	200×台数
機器上限額	35	25	11	7		工事費上限額	1000
工事費上限額	135		135	135	95		

高圧受電設備・設置工事費 補助率：10/10(上限あり) (万円)					V2H・外部給電器 (万円)			
設備 創出力	350 kW以上	250 kW以上	150 kW以上	90 kW以上	50 kW以上	対象設備	V2H充放電設備	外部給電器
補助率						補助率	設備補助率：1/2 工事補助率：1/1	設備補助率：1/3
上限額	600	500	400	300	200	設備上限額	75	50
						工事費上限額	95	—

商用車等の電動化促進事業において車両と一体的に導入するものに限る。(車両数≧充電口数)
※高圧受電設備・設置工事費においては2030年導入計画に合わせた規模による申請を認めます

問い合わせ先

●公募の詳細内容については、機構のホームページをご覧ください

一般財団法人 環境優良車普及機構 補助事業執行部 商用車等の電動化促進事業(トラック)

●トラック

TEL：03-5944-0883 FAX：03-5944-0878

メールアドレス：evhojo@levo.or.jp

ホームページ：https://www.levo.or.jp/subsidy/hoseiyosan-6/

●充電設備

TEL：03-5341-4728 FAX：03-5341-4729

メールアドレス：juhojo@levo.or.jp

ホームページはこちら



申請受付中!! 令和7年3月31日~令和8年1月30日まで

令和6年度補正予算 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金

商用車等の電動化促進事業(トラック)

(環境省、経済産業省、国土交通省 連携事業)

2050年のカーボンニュートラルの達成を目指し、トラックの電動化を支援します!

令和6年度補正予算額：約**295億円**(車両と充電設備の合計)

<事業概要>

1. 電動商用トラックの車両導入経費補助 (BEV、PHEV、FCV)
2. 充電設備の機器導入・工事費補助 (普通・急速充電器、V2H・外部給電器、高圧受電設備等)

<事業目的>

商用車等(トラック)の電動化に対し補助を行い、輸送に伴うCO2排出削減につなげ、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と脱炭素社会の構築を推進します

●補助対象：事前登録された電動商用トラック、充電設備

トラック補助



自動車運送事業用トラック又は自家用(車両総重量2.5t超)運送トラック
(車両総重量2.5t以下は事業用のみ)

BEV：電気自動車

PHEV：プラグインハイブリッド自動車

FCV：燃料電池自動車

充電設備補助

普通充電器、急速充電器、
V2H・外部給電器、高圧受電設備等



●補助金額

【①トラック補助】

(電動トラック車両価格 - 同規模・同等仕様の既存ディーゼルトラック車両等価格(標準的燃費水準車)) × 補助率(BEV: 2/3、PHEV: 1/2、FCV: 3/4)をベースに基準額を設定
<事前登録された補助対象車両情報>
<https://www.levo.or.jp/wp-content/uploads/ichiranhyourev2.pdf>



【②充電設備補助】

補助要件: 車両導入(①トラック補助)と一体的に事業所、営業拠点等に設置する充電設備
(車両数 ≥ 充電口数)

補助金額: 充電設備※1の価格 + 充電設備工事費※2 = 合計額

※1 充電設備: 充電設備の購入経費のうち、

必要と認められた額の10/10、1/2、1/3 (個別の上限額あり)

※2 充電設備工事費: 充電設備工事経費のうち、必要と認められた額の10/10 (上限額あり)

【③複数年度事業】…(令和6年度(補正予算)から採用)

単年度で補助事業を完了する「単年度事業」を原則としますが、単年度での事業の実施が困難な場合、2か年で事業を完了する「複数年度事業」により申請することができます。但し、申請にあたり注意すべき点がありますので公募要領をご参照ください

※「電動商用トラック」及び「水素内燃機関トラック」への改造車両等の申請については、お問合せください

●補助対象事業者

補助対象事業者	
①	貨物自動車運送事業者
②	自家用商用車(トラック等)を業務に使用する者(車両総重量2.5トン超の車両に限る)
③	商用車(トラック等)の貸渡しを業とする者(①、②、④、⑦に貸し渡す者に限る)
④	地方公共団体
⑤	貨物自動車運送事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たる貨物自動車運送事業者に、自らが所有するトラック車両を貸与する者
⑥	トラックと一体的に導入される充電設備を所有する者(リースの貸渡し先を含む)(①、②、③、④、⑤、⑦のトラック車両と一体的に導入される場合に限る)
⑦	その他環境大臣の承認を得て、機構が適当と認める者

●車両登録番号の分類番号

下記のナンバーが対象、対象外

補助対象: 1ナンバー、4ナンバー、8ナンバーでベース車両が1、4ナンバー

補助対象外: 8ナンバーでベース車両が2、3、5、7、9、0ナンバー
ベース車両が1、4ナンバーのキャンピングカー等

●補助の条件

【GXリーグへの参加表明書の提出】

令和3年度CO₂排出量が20万t以上の者※は表明書の提出が必要です
(※地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度で公表された者(地方公共団体は除く))

• 交付申請日までに、以下(i)及び(ii)のCO₂排出削減のための取組の実施について表明する者のみ。なお、GXリーグに参加する者については、これらの取組を実施するものとみなします

- (i) 令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope1(事業者自ら排出)・Scope2(他社から供給された電気・熱・蒸気の使用)に関するCO₂排出削減目標を設定し公表
また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証※を経て、毎年度公表
※第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則るものとする
- (ii) (i)で掲げた目標を達成できない場合、Jクレジット若しくはJCMその他国内のCO₂排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する又は未達理由を公表

【非化石エネルギー自動車の区分別導入計画の提出】

2030年度までの非化石エネルギー自動車の区分別導入台数と割合の計画の提出が必要です
(国で定める目標(目安)等に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定していること)

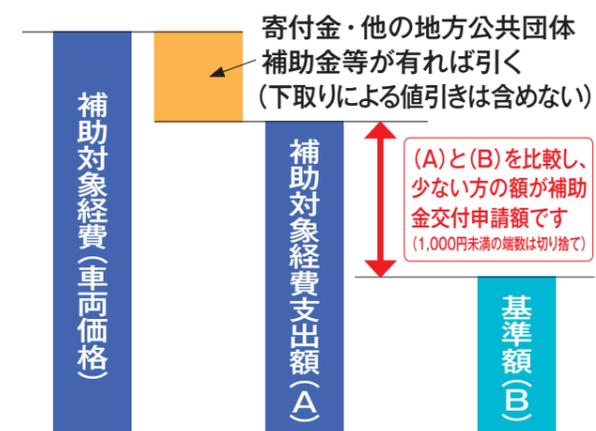
- 申請には事業者が使用する商用車の非化石エネルギー自動車の割合を増やす計画の提出が必要
- 車両総重量8t以下の商用車は2030年度に非化石エネルギー自動車の使用割合が5%以上が補助金交付条件

●トラック補助の車両の基準額と補助金額について

補助対象経費(車両価格) - 他の寄付金、地方公共団体の補助金 = 金額(A)

金額(A)と基準額(B)を比較し、低い額が補助金交付申請額

基準額 = 補助金交付申請額ではありません



●交付申請における注意点

- 車両、充電設備ともに所有者が申請すること(リース又は買取のみ。割賦による購入は申請不可)
- 充電設備は所有者(リース又は買取)申請で別使用者等がいる場合、使用者等は同時に共同事業者申請が必要です
- 充電設備は交付決定後に発注・契約を行うこと